

広島市動物愛護センター概要

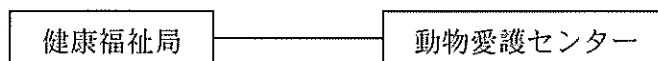
(令和 7 年度)

広島市動物愛護センター

広島市動物愛護センターの概要（令和 7 年度）

1 組織機構

(1) 機構



(2) 職員の構成

(単位：名)

職名・職種	人数
所長（獣医師；狂犬病予防員）	1
次長（事務職員）	1
専門員（獣医師；狂犬病予防員）	1
獣医師（狂犬病予防員）	4
事務職員	1
会計年度任用職員（獣疫予防技術員）	1
会計年度任用職員（獣医師）	2
会計年度任用職員（獣疫予防助手）	2
会計年度任用職員（事務補助員）	2
合 計	15

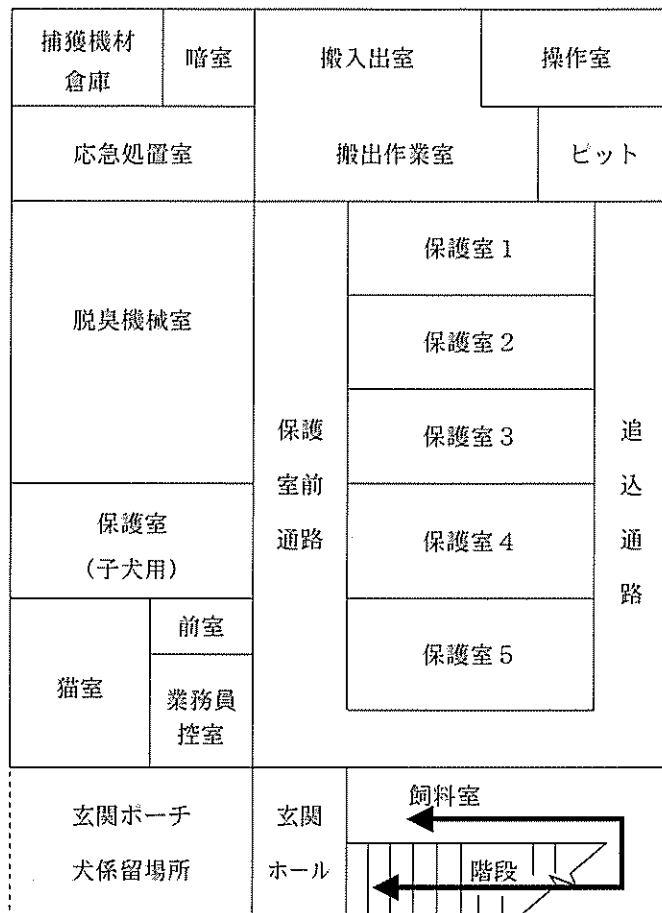
2 施設の概要

- (1) 所在地 広島市中区富士見町 1 1 番 2 7 号
- (2) 建設年度 昭和 5 6 年度
- (3) 敷地面積 保健所敷地 2948.6m² うち専用面積 500m²
建築面積 555.2m² （ 1 階 308.2m² 2 階 247.0m² ）
- (4) 構造 鉄筋コンクリート 2 階建



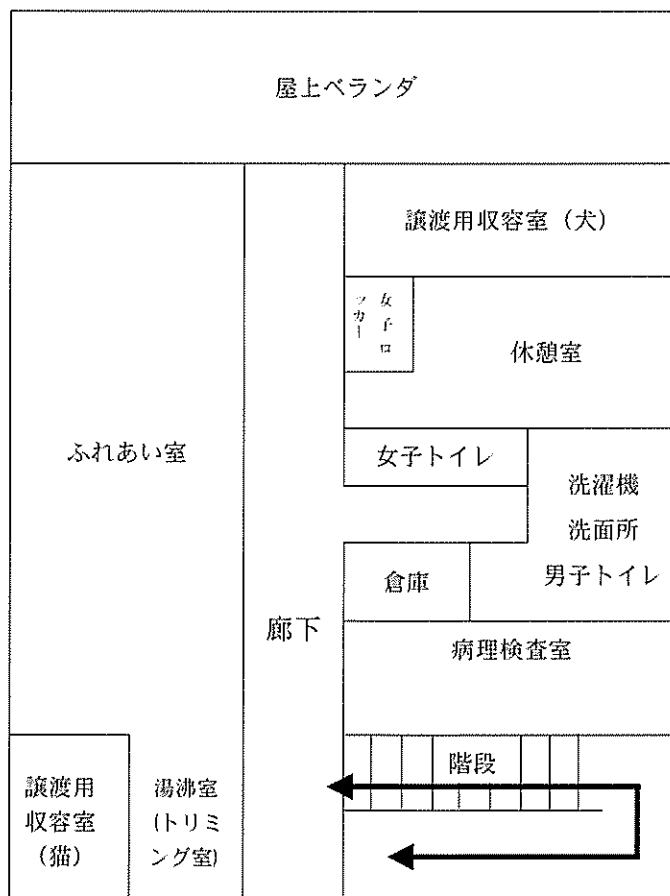
(広島市動物愛護センター外観)

(5) 設備



【1階】

- ・保護室1～5及び保護室(子犬用) 84.9 m²
- ・猫室 16.1 m²
- ・応急処置室 16.5 m²
- ・搬入室及び搬出作業室 25.1 m²
- ・飼料室 16.8 m²
- ・脱臭機械室 46.3 m²
- ・玄関ポーチ及び犬係留場所 15.9 m²
- ・その他 86.6 m²



【2階】

- ・ふれあい室 86.7 m²
- ・譲渡用収容室(犬) 24.8 m²
- ・譲渡用収容室(猫) 10.5 m²
- ・湯沸室(トリミング室) 5.1 m²
- ・その他 119.9 m²

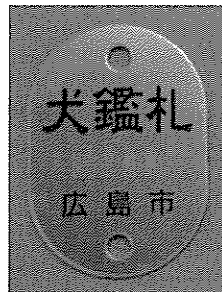
広島市動物愛護センターの業務内容

1 狂犬病の予防対策業務

(1) 飼い犬の登録と鑑札、狂犬病予防注射済票の交付

狂犬病予防法により、犬の所有者は、生後91日以上の子犬に生涯1回の登録と毎年1回、狂犬病予防注射を受けさせなければなりません。この法律に基づき、登録の申請時に鑑札の交付を、狂犬病予防注射を受けた際に注射済票の交付を行っています。

鑑札と注射済票は犬の首輪等に付けることが義務付けられています。



(2) 登録と狂犬病予防注射接種の啓発

登録した犬の所有者には毎年3月末に狂犬病予防注射の通知（ハガキ）を送付し、狂犬病予防注射等の実施を推進しています。予防注射は、広島市指定獣医師の動物病院又は、毎年4月～5月に市内各所で実施する集合注射会場等で受けることができます。

また、未注射の犬の所有者に対し、10月に狂犬病予防注射の再通知（ハガキ）を送付しています。

(3) 徘徊犬の保護収容と返還

市内で保護（捕獲）した犬は5日間の抑留及び公示を行い、飼い主からの申し出があった場合は、返還を行っています。

2 動物の愛護と管理に関する業務

(1) 犬・ねこの譲渡

当センターで保護又は引き取った犬・ねこを譲り受けたい旨の要望があれば、適正飼養のため、飼養環境調査及び飼い方指導を実施した後、譲渡しています。

(2) 所有者不明の犬・ねこの引き取り

所有者の判明しない犬・猫の引き取りを求められた場合、当センターで引き取りを行っています。（ただし、駆除目的で捕獲された猫や自活できる猫など、相当の事由がないと認められる場合は引き取りは行っていません。）

(3) 飼えなくなった犬・ねこの引き取り

終生飼養の原則に照らして相当の事由があると認められる場合のみ、当センターで引き取りを行っています。それ以外の場合は引き取りを拒否し、飼い主に終生飼養について説明し、不妊去勢手術の必要性や新しい飼い主を探すこと等を啓発指導してい

ます。

(4) 負傷動物の収容

負傷して動けなくなっている動物で所有者不明のものは、当センターが保護、収容し、治療が必要なものは応急処置を行っています。

(5) 犬・ねこの処分

当センターに収容された犬・ねこのうち飼い主が判明しなかったものについては、負傷が重篤で救命の可能性のないものは安楽死処分としますが、そのほかの大部分については譲渡するように努めています。

(6) 動物愛護週間事業

毎年9月20日から9月26日までは動物愛護週間です。広く市民に動物愛護と適正飼養について理解と関心を深めてもらうため、様々な行事を開催しています。また、動物慰霊式を行い、やむなく安楽死処分された犬・ねこの霊を慰めています。

(7) 動物取扱業の規制業務

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物取扱業の登録等の業務を行うとともに、当該施設の確認、遵守事項について指導しています。

(8) 特定動物の飼養許可

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、ニホンザル、ワニ等の人の生命、身体、財産に害を加える恐れのある特定動物の飼養又は保管の許可等の業務を行っています。

(9) 地域猫活動の推進

町内会・自治会等で取り組む地域猫活動（野良猫に不妊去勢手術をし、餌やりの場所や排泄物の処理等について管理する活動）の支援を行うことで、良好な生活環境の維持と住みよい地域づくりに寄与しています。

3 動物による人への危害防止

(1) 犬・特定動物による事故発生時の措置

広島県動物愛護管理条例により、飼い犬又は特定動物が、人の生命又は身体に害を加えたときは、その飼い主又は所有者は届出を行い、飼い犬が人を咬んだ場合、狂犬病の有無について獣医師に検診させるよう義務付けられています。当センターでは、飼い主又は所有者からの届出の受理時に、事故の経緯・原因等について聞き取りを行い、再発防止について指導を行うとともに、被害者には狂犬病等の感染症や対応について説明しています。また、飼い主不明の咬傷犬を捕獲・収容した場合、当センターで狂犬病の鑑定を行っています。

(2) 人と動物の共通感染症について

人と動物の双方に感染する病気（人と動物の共通感染症）について、正しい知識を持ち、自分や他の人への感染防止に努めるよう、普及啓発を行っています。

4 動物の適正な飼養管理指導

(1) 犬・ねこの適正飼養管理指導

犬・ねこの習性等を正しく理解し、必要に応じてしつけを行い、近隣に迷惑を及ぼすことがないように指導を行っています。

(2) 悪臭、鳴き声等の苦情相談

市民から苦情のあった犬・ねこ等の飼い主には、現地へ行き状況を確認後、適正な飼養管理について関係法令に基づき指導を行っています。

(3) 犬の放し飼いの防止

広島県動物愛護管理条例により、犬のけい留が義務付けられています。散歩のときは必ずリードをつけて犬を制御できる方が散歩させるよう指導、啓発を行い、事故の防止に努めています。

(4) 公園・道路など公共の場所のふん尿等の汚染防止

散歩中のふんは持ち帰る、又は事前に飼養場所で排便・排尿を済ませておく等、ふん尿の後始末については飼い主の責任で行うよう指導し、必要に応じて町内会を通じて回覧用チラシを配布することにより啓発を行っています。

5 手数料（動物愛護センター所管分）

(1) 犬の登録等の手数料等

区 分	金 額
犬の登録手数料	1 頭につき 3,000 円
狂犬病予防注射済票交付手数料	1 件につき 620 円
犬の鑑札再交付手数料	1 件につき 1,600 円
狂犬病予防注射済票再交付手数料	1 件につき 430 円

(2) その他の手数料

区 分	金 額	区 分	金 額
動物取扱業登録（更新）申請手数料	1 件につき 15,000 円	動物取扱業登録証再交付手数料	1 件につき 700 円
動物取扱責任者研修受講手数料	1 回につき 1,500 円	特定動物飼養・保管許可再交付手数料	1 件につき 700 円
特定動物飼養・保管許可申請手数料	1 件につき 19,000 円	特定動物飼養・保管変更許可申請手数料	1 件につき 12,000 円
飼養管理費	1 日につき 510 円	犬の返還手数料	1 件につき 4,730 円
犬又は猫の引取手数料 91 日以上	1 頭につき 2,000 円	犬又は猫の引取手数料 91 日未満	1 頭につき 400 円

統計資料

1 犬の登録及び狂犬病予防注射実施状況

区 分 / 年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度末登録頭数	58,614	58,722	59,420	59,910	60,708
新規登録数	4,472	4,210	4,210	3,812	3,890
注射済票交付頭数	40,822	41,345	41,844	41,404	41,662

2 犬の保護(捕獲)

(頭数 ()内は負傷動物)

区 分 / 年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保護頭数	11	10	13	9(1)	4(0)

3 犬・ねこの引き取り

(頭数 ()内は負傷動物)

区 分 / 年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
犬	32(2)	26(0)	36(2)	16(0)	22(0)
ねこ	255(75)	287(81)	199(78)	199(78)	202(58)

4 犬・ねこの飼主への返還

(頭数 ()内は負傷動物)

区 分 / 年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
犬	16(0)	26(0)	26(1)	10(1)	6(0)
ねこ	4(2)	2(0)	1(0)	4(0)	6(1)

5 犬・ねこを飼いたい方への譲渡

(頭数 ()内は負傷動物)

区 分 / 年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
犬	34(1)	13(0)	27(0)	15(0)	14(0)
ねこ	194(26)	242(48)	158(42)	135(48)	153(38)

6 犬・ねこの殺処分

保護(捕獲)＋引き取りの合計頭数と返還＋譲渡＋殺処分の合計頭数は、前年度からの繰り入れ、翌年度への繰り越し頭数があるため合致しません。

(頭数 ()内は負傷動物)

区 分 / 年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
犬	3(1)	0(0)	3(1)	0(0)	0(0)
ねこ	57(47)	39(34)	40(37)	58(30)	46(22)

※自然死及び負傷動物の安楽死のみ

7 犬・ねこの苦情件数

苦情の中で多い内容は、犬が「鳴き声による迷惑」、「放し飼い」について、ねこが「糞尿による汚染」、「餌やりによる迷惑」についてです。

(件)

区 分 / 年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
犬	86	151	124	145	147
ねこ	102	104	110	138	138

8 咬傷事故発生件数

区 分 / 年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件 数	54	39	35	51	53

9 負傷犬・ねこの保護

(頭数)

区 分 / 年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
犬	2	0	2	1	0
ねこ	75	81	78	78	58

10 放棄理由別集計

(飼い犬)

理 由 / 区 別	件 数	頭 数
飼主が病気	2	2
転居等の住宅事情	0	0
犬が増えすぎた	2	4
その他	1	1
合 計	5	7

(飼いねこ)

理 由 / 区 別	件 数	頭 数
飼い主が病気	5	11
転居等の住宅事情	2	2
飼い主が死亡	0	0
猫が増えすぎた	0	0
その他	0	0
合 計	7	13

11 動物取扱業の登録状況

(第一種動物取扱業)

業として動物の販売等を行う時は第一種動物取扱業の登録を受けなければなりません。

業種別施設数 / 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
販 売	168	172	178	175	191
保 管	246	255	254	262	279
貸 出 し	11	13	14	13	13
訓 練	25	26	29	34	35
展 示	28	28	33	30	38
そ の 他	1	1	2	2	4

(第二種動物取扱業)

非営利の活動で、飼養施設を有し、一定頭数以上の動物の譲渡等を行う時は第二種動物取扱業の届出をしなければなりません。

業種別施設数 / 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
譲 渡	15	17	18	21	23
保 管	3	3	2	3	4
貸 出 し	3	2	2	2	2
訓 練	2	1	1	1	1
展 示	3	2	2	2	3
その他	2	2	1	1	2

12 動物取扱責任者研修の実施状況

動物の愛護及び管理に関する法律第22条第3項及び同法施行規則第10条第3項において、第一種動物取扱業者は、選任したすべての動物取扱責任者に、動物取扱責任者研修を受けさせなければならないとされています。

区 分 / 年 度	令和2年度(※1)	令和3年度(※1)	令和4年度(※2)	令和5年度(※3)	令和6年度(※3)
研修実施回数	0(中止)	0(中止)	0(中止)	オンライン配信	オンライン配信
受 講 者 数	-	-	約850(視聴回数)	79	94

※1 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止した。

※2 次年度以降の開催方法変更を検討するため動画配信の試行を行った。

※3 対象者は新規、更新のみとした。

13 特定動物の飼養状況

区 分 / 年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施 設 数	13	12	12	12	11

14 休日譲渡会

区 分 / 年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	4	3	4	4	4
来場者数	207	66	119	25(※)	25(※)

※ 広島市以外が主催のイベントに2回参加したため、来場者数は不明だが多数参加あり

15 ふれあい教室

区 分 / 年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	1	11	21	19	20
参加者数	65	1,264	2,896	3,443	2,875

16 しつけ方教室

区 分 / 年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	6	3	6	6	5
参加者数	168	42	108	111	80

17 地域猫活動の支援状況

区 分 / 年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規町内会数	71	96	101	72	30
手術実施頭数	1,266	1,548	1,634	1,488	1,552